

同行援護

基本部分 ()内旧単位		盲ろう者に対して盲ろう向け通訳・介助員が支援する場合	障害支援区分3に該当する者	障害支援区分4に該当する者	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続未策定減算	情報公表未報告減算	2人での介助	早朝夜間深夜加算	特定事業所加算	特別地域加算
30分未満	191 単位(190)	+25/100	+20/100	+40/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	×200/100	早朝 6~8時 夜間 18~22時 +25/100 深夜 22~翌6時 +50/100	(I) +20/100 (II) +10/100 (III) +10/100 (IV) +5/100	+15/100
30分以上 1時間未満	302 単位(300)											
1時間以上 1時間30分未満	436 単位(433)											
1時間30分以上 2時間未満	501 単位(498)											
2時間以上 2時間30分未満	566 単位(563)											
2時間30分以上 3時間未満	632 単位(628)											
3時間以上 30分増すごとに	697 単位(693) +66 単位 (65) ~											

加算名	単位数	単位数			
		1日につき	1月につき	月2回を限度	1回につき
初回加算	200 単位		●		
利用者負担上限額管理加算	150 単位				●
緊急時対応加算	100 単位			●	
	地域生活支援拠点等の場合	50 単位		●	
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位	●			

福祉・介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

各種加算の改定点

名称	詳細
(新設) 虐待防止措置未実施減算	虐待防止措置の適正化のための取組みが適切に行われていない場合に減算となります。
(新設) 業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時に備え、サービスの提供を継続的に実施するために非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）が策定されていない場合に減算となります。
(新設) 情報公表未報告減算	障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合に減算となります。